

山梨県公報

号外第二十二号

平成二十八年

三月三十一日

木曜日

目次

- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
○山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
○山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第二十四号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中、「防災危機管理監」を削り、「技監、参事、政策参事」を「リニア推進監、技監、エネルギー政策推進監、参事、副参事」に改め、「政策補佐」、「企画監」及び「主任守衛」を削り、同表出先機関に置かれる職の欄中「義肢装具士長、主任義肢装具士、義肢装具士」を「言語聴覚士長、主任言語聴覚士、言語聴覚士」に改め、「技能員」及び「業務員」を削る。

第二条第一項中「義肢装具士長、主任義肢装具士、義肢装具士」を「言語聴覚士長、主任言語聴覚士、言語聴覚士」に改め、「主任守衛」、「技能員」及び「業務員」を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十五号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め

る。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第四の一(二)の表トリクロロエチレンの項及び二(三)の表トリクロロエチレンの項中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に指定工場(山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和五十年山梨県条例第十二号)第二条第四項に規定する指定工場をいう。)を設置している者の当該指定工場及び特定施設(同条第五項に規定する特定施設をいう。)を設置している者の当該特定施設を設置する工場又は事業場に係る汚水(同条第十項に規定する汚水をいう。)のトリクロロエチレンについての規制基準(同条第二十一条に規定する規制基準をいう。)は、この規則の施行の日から六月間は、この規則による改正後の第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした行為及び前項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県規則第二十六号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「に規定する知事政策局長、組織規則第十二条の三第一項に規定するリニア交通局長、組織規則第十二条の四第一項に規定するエネルギー局長及び組織規則」を「第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項に規定する局長並びに組織規則」に改め、同条第五号中「総合理工学研究機構」を「富士山世界遺産センターにあつては副所長、総合理工学研究機構」に改める。